1B3

図書館の管理する資料に関する図書館の責任の成否 (筑波大学人文社会系) 星野 豊

The Liability of the Library as to the Books and the Materials in the Library's Administration

Tsukuba University, Faculty of Humanities and Social Science, Yutaka HOSHINO

図書館、所蔵資料、著作権法違反、海賊版、データ資料

現在の図書館は、書籍・雑誌等のほか、リポジトリ等における論文データを含む、多種多様な資料を管理している。このような図書館が管理する資料について、著作権法違反の疑いや、名誉毀損等の紛争が生じた場合、問題となった資料の著者が行うべき対応と別に、図書館自体はどのような対応をする必要があり、対応を誤った場合に負うべき責任の内容が、重要な問題となってくる。本発表では、大学図書館の所蔵する書籍が海賊版であるとして、原著者が大学図書館を提訴した裁判例を題材として、図書館が行うべき事前及び事後の対応のあり方について、検討を加えることとしたい。

I 事案の概要

原告Xは、平成8年2月28日、日本国内のA出版社から、上中下3巻にわたる日本語によるX著作物を出版した。X著作物は、Xが、平成元年12月から平成4年8月までの間、米国国立公文書館において米軍が朝鮮戦争当時に北朝鮮から押収した資料等を調査し、これらの資料等から重要と思うものを選び出し、邦訳して紹介すると共に、Xの執筆による解説を付するなどした、Xが著作権を有する著作物である。他方、韓国のB出版社は、発行日を1998年6月21日、(1)から(6)の全6巻にわたる韓国語による書籍として、本件韓国語出版物を出版した。X著作物と本件韓国語出版物とは、全3巻と全6巻との違いがあるが、X著作物の各巻の扉と本件韓国語出版物の表紙及び扉における、全体の体裁は酷似していた。また、各巻の目次及び項目、あるいは解説については、誤訳とみられる箇所や一部を削除した部分を除き、X著作物の日本語を韓国語にほぼ直訳したものであった。

本件は、Xが、本件韓国語出版物がXの著作権(複製権、翻訳権・翻案権)を侵害するものであることを前提に、本件韓国語出版物を所蔵していた図書館等を設置管理する被告Y大学らに対し、①図書館等において本件韓国語出版物を閲覧、謄写、貸与する行為が、Xの著作権(二次的著作物に係る貸与権)を侵害する、②図書館等において本件韓国語出版物を所蔵、貸与する行為が、Xの著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)を侵害する、と主張して、著作権法 112 条に基づき、本件韓国語出版物の閲覧、謄写、貸出しの差止め及び廃棄を求めるとともに、③著作権及び著作者人格権侵害の不法行為による損害賠償請求権等に基づき、所蔵 1 セット当たり 158 万 1400 円の支払を求めた事案である。

なお、本件提訴時点までに、Y大学らにおいて、本件韓国語出版物について貸出がなされたとの記録はなかった。また、Y大学らは、本件提訴に先立ち、XあるいはX著作物を販売しているC社から、本件韓国語出版物の廃棄とX著作物への購入及び差替えを申入れられたことに対し、本件韓国語出版物が著作権法違反であるかをY大学らが確認することはできず、X著作物を購入するか否かはY大学らが決定すべき事項であるとして、XあるいはC社からの申し入れをそのまま受け容れることはしなかったが、当該申入れがなされた後は、本件韓国語出版物を開架書架から取り外して図書館事務室等において保管し、閲覧等を希望する図書館利用者がY大学らの許可なくして閲覧等ができないような措置を行っている。

Ⅱ 第一審判旨[東京地判平成22年2月26日平成20年(ワ)32593号、請求棄却]

- 1 「仮に本件韓国語出版物がXのX著作物に係る複製権及び翻訳権・翻案権を侵害するものであった としても、Yらがそれぞれ設置する図書館等において、本件韓国語出版物を利用者に閲覧・謄写させたり、 貸し出したりすることが、Xの著作権(二次的著作物に係る貸与権)の侵害には該当しない」。
- 2「貸与権の規定(著作権法 26 条の 3)は、昭和 59 年改正法により設けられた規定であるが(当時の条文は 26 条の 2。)、同改正法により付加された著作権法附則 4 条の 2 により、書籍又は雑誌……の貸与による場合には、当分の間、適用しないこととされた。その後、平成 16 年改正法(平成 17 年 1 月 1 日施行。)により、上記附則 4 条の 2 は削除され、平成 17 年 1 月 1 日から書籍及び雑誌の貸与にも貸与権の規定が適用されることになったが、同改正法附則 4 条により、同法の公布の日(平成 16 年 6 月 9 日)の属する月の翌々月の初日において現に公衆への貸与の目的をもって所持されている書籍又は雑誌……の貸与については、上記附則 4 条の 2 の規定は平成 16 年改正法の施行後もなおその効力を有するとされ、平成 16 年 8 月 1 日において現に公衆への貸与の目的で所持されていた書籍又は雑誌……の貸与については、引き続き貸与権の規定は適用されないこととされた。」
- 3 「Y大学らが設置する図書館等で所蔵する本件韓国語出版物は、いずれも平成16年8月1日の時点において現に公衆への貸与の目的をもって所持されていた書籍であり、……仮にXが本件韓国語出版物の原著作物の著作者であったとしても、二次的著作物である本件韓国語出版物に係るXの貸与権が及ぶことはなく(著作権法28条)、Xの二次的著作物に係る貸与権の侵害に該当することはない」。
- 4 「著作権法の「貸与」とは、使用の権原を取得させる行為をいうが(著作権法2条8項)、図書館等に おいて書籍を利用者に閲覧、謄写させる行為は利用者に使用権原を取得させるものではないから、「貸 与」に当たるということはでき」ない。
- 5 「平成16年改正法附則4条及び同改正法により削除される前の著作権法附則4条の2は、貸与権の規定が適用されない書籍又は雑誌につき、違法複製物を除く適法なものに限定していないから、当該書籍等が適法なものか否かにより上記各規定の適用が異なるものと解することはできない。Xが主張するように、本件韓国語出版物がXのX著作物に係る著作権を侵害するものである場合には、本件韓国語出版物の貸与につき貸与権の規定の適用がないとしても、これを情を知って貸与し、又は貸与の目的をもって所持すれば、Xの著作権を侵害する行為とみなされるのであるから(著作権法113条1項2号、2条1項19号)、著作権者の権利保護に欠けることはなく、著作権法の目的に反することはない。」
- 6 「Y大学らは、Xから、各図書館等で所蔵する本件韓国語出版物がX著作物を違法に複製・翻訳したものである旨の警告を受け、XがD出版社外1名を被告とする別件訴訟[後記]V参照]において著作権侵害を主張して争っているという事情を認識してはいるものの、本件韓国語出版物をXの著作権を侵害する行為によって作成されたものであると知って所持しているものと認めることはできないから、……著作権法113条1項2号の「侵害とみなす行為」が成立するということもできない。」
- 7 「Y大学らが設置する図書館等において本件韓国語出版物を所蔵し、貸与する行為自体は、著作物及びその題号を改変するものではないから、Xの同一性保持権を侵害することはない。」
- 8 「書籍等の貸与に当たっては、公衆への提供又は提示に際して付すべき著作者名の表示とは、書籍等に付された表示に尽きるものであり、Y大学らが本件韓国語出版物を利用者へ貸与する際に改めて著作者名を表示しなかったとしてもXの氏名表示権を侵害する行為があったとはいえない。また、Y大学らが設置する図書館等において本件韓国語出版物を所蔵する行為は、「著作物の公衆への提供若しくは提示」(著作権法 19 条 1 項)に当たらず、氏名表示権を侵害することはない。」

Ⅲ 第二審判旨[知財高判平成22年8月4日平成22年(ネ)10033号、控訴棄却]

- 1 「本件韓国語出版物は、X著作物の目次、項目及び解説部分をほぼ直訳して翻訳したものであり、また、各項目の内容についても、X著作物の内容をほぼ直訳して翻訳したものと推認される。」「したがって、本件韓国語出版物は、X著作物の著作者の翻訳権を侵害して作成された違法なものである。」
- 2 「平成 16 年改正法によって削除された附則 4 条の 2 の経過措置の制定は、貸本業をいきなり規制 することには理解が得られにくいことをも理由とするものであったとしても、昭和 59 年改正法による規制までは、書籍又は雑誌を貸与することは自由であったもので、同改正法によっても、同経過措置により、……書籍又は雑誌を貸与することは自由のままとされ続けたものであるから、平成 16 年 8 月 1 日において 現に公衆への貸与の目的をもって所持されている書籍又は雑誌……の貸与については、この経過措置 の規定がなおその効力を有するとされる場合の貸与権が及ばない書籍又は雑誌の範囲は、貸本業者が 所持する書籍又は雑誌に限定されると解すべき理由はない。
- 3 「複製権侵害における「複製」とは、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」(著作権法2条1項15号)をいうものであって、X主張の閲覧・謄写のうち、まず、Y大学らが図書館等において本件韓国語出版物を閲覧させることが、複製権侵害における「複製」に当たるということはできない。」「次に、Y大学らが図書館等において、Xの主張するような態様で本件韓国語出版物を複写させるなどすることは、仮にその事実があれば、著作権法2条1項15号に規定する「複製」に当たるが、Y大学らの図書館等は著作権法31条1項に規定する「図書館等」に該当するものであるから、Y大学らの図書館等における複写サービスは、……X主張の複製権を侵害するものではない。」
- 4 「著作物及びその題号を改変するものではないにもかかわらず、著作権又は同一性保持権侵害の 著作物を所蔵・貸与、複製する行為(又はこれに類する行為)をもって、原著作物及びその題号の同一性 保持権を侵害することになるものということはでき」ない。
- 5 「Y大学らが本件韓国語出版物を購入してこれを図書館等において貸与することは、当該著作物が X著作物を原著作物とするその二次的著作物であるとしても、二次的著作物の著作者が原著作者である Xの氏名表示権を侵害して当該二次的著作物を自ら公衆へ提供又は提示する場合とは異なるものであって、Y大学らの行為は著作権法 19 条 1 項に該当するものではな」い。
- 6 「Y大学らは、いずれも、本件韓国語出版物を貸与等の目的をもって購入し、それぞれの図書館等において所蔵しているにすぎない者であって、X著作物に係るXの著作権や著作者人格権(以下「著作権等」という。)を直接的に侵害する主体と認められる者ではない。」「そして、著作権法 113 条が、直接的に著作権等の侵害行為を構成するものではない幇助行為のうちの一定のものに限って著作権等侵害とみなすとしていることからしても、同条に該当しない著作権等侵害の幇助者にすぎない者の行為について、同法 112 条に基づく著作権等侵害による差止等請求を認めることは、明文で同法 113 条が規定されたことと整合せず、……Y大学らに対する差止等請求を認めることはできない。」

IV 本件判旨に対する評価と今後の検討課題

本件は、大学図書館等が所蔵して閲覧等に供していた書籍がいわゆる海賊版であったとされた場合に、かかる書籍を所蔵していた図書館等の責任の成否が争われた事案である。 Xは、本件と並行して、本件韓国語出版物を日本国内で販売したD出版社らを相手取って損害賠償請求訴訟を提起しており、この別訴は、本件訴訟が最高裁による上告不受理決定(最決平成22年12月9日平成22年(受)2146号)によって確定した後に、D社らがXに対して約3700万円を支払うことを命ずる判決が確定した(東京地判

平成 24 年 1 月 31 日平成 20 年(ワ) 20337 号·29362 号、知財高判平成 24 年 9 月 10 日平成 24 年(ネ) 10022 号·10033 号、最決平成 25 年 9 月 5 日平成 24 年(オ) 2144 号·平成 24 年(受) 2646 号)。

本件の第一審と第二審とでは、本件韓国語出版物がX著作物の著作権を侵害しているか否かについて判断が分かれているが、Y大学らの責任の成否については、第一審第二審とも、著作権法およびその経過規程の丁寧な文言解釈により、Xの主張した各種の著作権侵害及び著作人格権侵害の主張を斥けている。別件訴訟を含めた本件全体の経緯からすると、当初Y大学らに対して本件韓国語出版物が海賊版であることをXらが申し入れた際に、Y大学らにおいてXの主張が正しいか否かを判断することは困難であったと考えられるから、Y大学らの責任を否定した本件判旨は、妥当なものと評価できるであろう。但し、この判旨の解釈からすると、今後本件韓国語出版物について閲覧等を行わせた場合には、著作権法113条1項2号、2条1項19号による責任が生ずることとなる。しかしながら、著作権法違反の書籍であっても、著作権法違反の実例として研究の対象としては別途研究資料となりうるものであるから、現在Y大学らで行われている措置である、本件韓国語出版物を廃棄することなく、著作権法違反の研究目的としてのみ閲覧等の許可を行うとの対処は、適切であると思われる。

さて、本件において問題とされたのは書籍であったが、今後において生じうる事案として、論文等を電子データとして大学図書館が情報発信していたことに対して著作権法違反との申し入れがなされた場合については、慎重な考察が必要である。本件において裁判所が行っている著作権法の解釈を観察する限り、裁判所は著作権法の文言に忠実に、関係者の権利の範囲と責任の成否とを判断すると考えられるから、本件でY大学らの責任を否定する根拠となった経過規定のようなものがない限り、図書館が当該データについて速やかに管理上必要な対処を行わなかった場合には、著作権法上の責任を負うこととなる可能性が否定できないように思われる。

このように、本件判旨が図書館の完全な免責を認めたものでない以上、今後における検討課題としては、 ① 物としての書籍と同様に、図書館の許可を受けてデータの閲覧等を可能とさせる等の措置がどこまで 妥当し、あるいは妥当しないのか、

- ② 上記のような措置を取った場合において、当該データが存在していることや、当該データに対して著作権法違反である旨の申入れが行われた事実自体についても、第三者との関係で秘匿する必要があるのか、あるいは秘匿してはならないのか、
- ③ 申入れのあった前後において、どの程度の閲覧履歴があったことが、図書館としての責任の成否を分けることとなるのか、
- ④ そもそも、論文データに関する責任は当該論文の著者が第一に負うべきものであるところ、発信される情報の内容について逐一検閲等を行う権限がない図書館としては、情報通信事業者と同様の理由で免責されることとなるのか、あるいは図書館を通じて情報発信を行ったことに基づく法律上の責任が生ずると考えるべきこととなるのか、
- ⑤ データ管理に際して図書館が各著者から第三者に対する関係で免責を受け、あるいは各著者に対する求償権の担保を取得するような合意は実効的であるのか、かかる場合を想定した責任保険に加入することは実効的であるのか、といったことが挙げられる。

本発表は、今後ある程度高い確率で生ずるおそれがある問題点について実験的に考えるための端緒であり、近い将来上記で掲げた検討課題に対して、理論的観点から一貫した対処方法を提案し、実務上の妥当性からの検証を行いたいと考えている。